

日 時：令和6年（2024年）3月11日（月）10：00～

場 所：横須賀市役所消防局庁舎4階災害対策本部室

## 第81回 横須賀市環境審議会 会議次第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」見直し（案）及び答申（案）について
- (2) 令和4年度年次報告書（案）について
  - ①横須賀市環境基本計画2030
  - ②ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン
  - ③横須賀市みどりの基本計画

### 3 答 申

「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」の見直しについて

### 4 その他

### 5 閉 会

## 資料 1

## 横須賀市環境審議会 委員名簿

任期：令和5年10月1日～令和7年9月30日（敬称略）

|    | 氏 名                     | 区 分                     | 役職等                   |
|----|-------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1  | 飯 島 健太郎<br>いい じま けんたろう  | 学 識 経 験 者<br>(公園行政)     | 東京都市大学教授              |
| 2  | 今 井 利 為<br>いま い とし ため   | 学 識 経 験 者<br>(水産学)      | 公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事 |
| 3  | ◎ 奥 真 美<br>おく ま み       | 学 識 経 験 者<br>(環境政策)     | 東京都立大学教授              |
| 4  | 小 原 信 治<br>お ばら しん じ    | 市 民                     | 公募委員                  |
| 5  | 寛 修 一<br>かけい しゅう いち     | 市 民                     | 公募委員                  |
| 6  | 川久保 俊<br>かわくぼ しゅん       | 学 識 経 験 者<br>(環境工学)     | 法政大学教授                |
| 7  | 川 名 優 孝<br>かわ な まさ たか   | 学 識 経 験 者<br>(エネルギー・環境) | 東海大学非常勤講師             |
| 8  | 木 本 一 雄<br>き もと かず お    | 市 民 団 体                 | 横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長    |
| 9  | 工 藤 幸 久<br>く どう ゆき ひさ   | 事 業 者<br>(商工業)          | 横須賀商工会議所理事・事務局長       |
| 10 | 小 菅 君 明<br>こ すげ きみ あき   | 事 業 者<br>(漁 業)          | 横須賀市東部漁業協同組合 組合長      |
| 11 | 島 野 武 久<br>しま の たけ ひさ   | 事 業 者<br>(農 業)          | J Aよこすか葉山経済部長         |
| 12 | 高 梨 雅 明<br>たか なし まさ あき  | 学 識 経 験 者<br>(みどり行政)    | 一般社団法人 日本公園緑地協会会長     |
| 13 | 名 執 芳 博<br>な とり よし ひろ   | 学 識 経 験 者<br>(自然環境行政)   | 公益財団法人 日本鳥類保護連盟専務理事   |
| 14 | はせがわ 隆<br>長谷川 たかし       | 学 識 経 験 者<br>(学校教育)     | 横須賀市立小学校校長会           |
| 15 | はやし まさ よし<br>林 公 義      | 学 識 経 験 者<br>(海洋環境教育)   | 北里大学海洋生命科学部講師         |
| 16 | ○ まつ もと やす お<br>松 本 安 生 | 学 識 経 験 者<br>(住民参加)     | 神奈川大学教授               |
| 17 | まつ ゆき み ほ こ<br>松 行 美 帆子 | 学 識 経 験 者<br>(都市計画)     | 横浜国立大学教授              |
| 18 | や べ かず ひろ<br>矢 部 和 弘    | 学 識 経 験 者<br>(森林・治山治水)  | 東京農業大学教授              |

◎：委員長 ○：委員長職務代理者

横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会委員 名簿

|   | 氏 名                                     | 区 分                    | 役職等                 |
|---|-----------------------------------------|------------------------|---------------------|
| 1 | 飯 島 健太郎<br><small>いい じま けんたろう</small>   | 学 識 経 験 者<br>(公園行政)    | 東京都市大学教授            |
| 2 | 筧 修 一<br><small>かけい しゅう いち</small>      | 市 民                    | 公募委員                |
| 3 | 島 野 たけ 武 久<br><small>しま の たけ ひさ</small> | 事 業 者<br>(農 業)         | J Aよこすか葉山経済部長       |
| 4 | 高 梨 まさ あき<br><small>たか なし まさ あき</small> | 学 識 経 験 者<br>(みどり行政)   | 一般社団法人 日本公園緑地協会会長   |
| 5 | 名 執 よし ひろ<br><small>な とり よし ひろ</small>  | 学 識 経 験 者<br>(自然環境行政)  | 公益財団法人 日本鳥類保護連盟専務理事 |
| 6 | 長谷川 たかし<br><small>はせ がわ たかし</small>     | 学 識 経 験 者<br>(学校教育)    | 横須賀市立小学校校長会         |
| 7 | 林 まさ よし<br><small>はやし まさ よし</small>     | 学 識 経 験 者<br>(海洋環境教育)  | 元横須賀市自然・人文博物館館長     |
| 8 | 松 行 み ほ こ<br><small>まつ ゆき み ほ こ</small> | 学 識 経 験 者<br>(都市計画)    | 横浜国立大学教授            |
| 9 | 矢 部 かず ひろ<br><small>や べ かず ひろ</small>   | 学 識 経 験 者<br>(森林・治山治水) | 東京農業大学教授            |

☆：部会長 ※部会長は部会開催時に部会委員の互選により選出予定

横須賀市環境審議会 温暖化対策推進部会委員 名簿

|   | 氏 名                                     | 区 分                     | 役職等                   |
|---|-----------------------------------------|-------------------------|-----------------------|
| 1 | 今 井 とし ため<br><small>いま い とし ため</small>  | 学 識 経 験 者<br>(水産学)      | 公益財団法人 神奈川県栽培漁業協会専務理事 |
| 2 | 小 原 しん じ<br><small>お ばら しん じ</small>    | 市 民                     | 公募委員                  |
| 3 | 川久保 しゅん 俊<br><small>かわくぼ しゅん 俊</small>  | 学 識 経 験 者<br>(環境工学)     | 法政大学教授                |
| 4 | 川 名 まさ たか<br><small>かわ な まさ たか</small>  | 学 識 経 験 者<br>(エネルギー・環境) | 東海大学非常勤講師             |
| 5 | 木 本 かず お<br><small>き もと かず お</small>    | 市 民 団 体                 | 横須賀市地球温暖化対策地域協議会会長    |
| 6 | 工 藤 ゆき ひさ<br><small>く どう ゆき ひさ</small>  | 事 業 者<br>(商工業)          | 横須賀商工会議所理事・事務局長       |
| 7 | 小 菅 きみ あき<br><small>こ すげ きみ あき</small>  | 事 業 者<br>(漁業)           | 横須賀市東部漁業協同組合組合長       |
| 8 | ☆ 松 本 やす お<br><small>まつ もと やす お</small> | 学 識 経 験 者<br>(住民参加)     | 神奈川大学教授               |

☆：部会長

## 資料2

## 横須賀市環境審議会 関係職員・事務局職員名簿

## [関係職員]

| 所 属         | 役 職   | 氏 名     |
|-------------|-------|---------|
| 環境部         | 部 長   | 山 口 博 之 |
| 経営企画部都市戦略課  | 課 長   | 吉 田 裕 一 |
| 同 上         | 主 査   | 林 孝 洋   |
| 同 上         | 担 当 者 | 天 野 達 斗 |
| 建設部自然環境・河川課 | 課 長   | 引 本 敦 史 |
| 同 上         | 主 査   | 内 田 敦 大 |
| 同 上         | 担 当 者 | 森 塚 晶 人 |
| 環境部環境保全課    | 課 長   | 秋 澤 繁   |

## [事務局職員]

| 所 属      | 役 職 | 氏 名     |
|----------|-----|---------|
| 環境部環境政策課 | 課 長 | 佐 藤 洋 二 |
| 同 上      | 主 査 | 大野田 徳 高 |
| 同 上      | 主 任 | 池 田 弥 生 |
| 同 上      | 担 当 | 中 村 彰 吾 |

## ○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号  
改正 平成23年4月1日規則第7号  
平成24年3月30日規則第7号  
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

## 横須賀市環境審議会規則

## (総則)

第1条 横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、環境基本条例（平成8年横須賀市条例第26号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平24規則7・一部改正）

## (委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（平23規則7・一部改正）

## (部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

（平23規則7・全改、令元規則23・一部改正）

## (専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

（平23規則7・追加）

## (その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

（平23規則7・旧第6条繰下）

## 附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月25日規則第23号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の手示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

|     |       |   |
|-----|-------|---|
| No. | 環境審議会 |   |
| 傍   | 聴     | 章 |

# 「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」 計画の見直し(案)について

令和6年(2024年)3月11日  
経営企画部 都市戦略課 ゼロカーボン推進担当

# 1. 市役所事務事業編の削減目標

## (4) 市役所事務事業編の対象範囲

施設の運営、管理、使用並びに事務執行に関するすべての部局（指定管理施設も含む）を対象とします。

## (5) 計画の削減目標

計画の目標年度である 2029 年度に 2013 年度比 42%削減を目指します。

基準年度：2013 年度（平成 25 年度）

目標年度：2029 年度（令和 11 年度）

削減目標：基準年度比で 2029 年度（令和 11 年度）に 42%削減

市役所事務事業編における基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

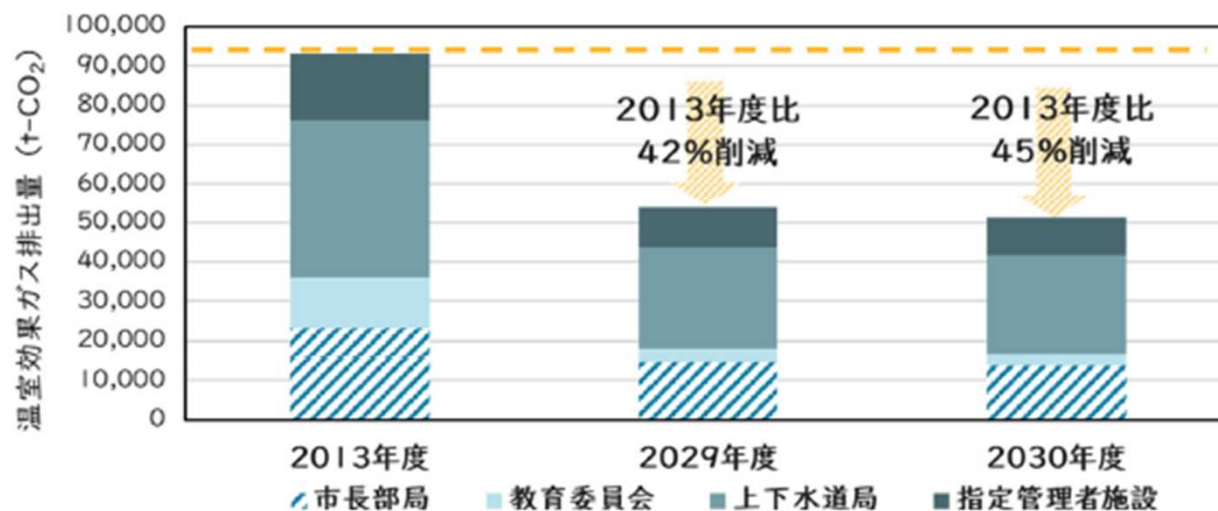


図 3-4 市役所事務事業編における基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

## 2. アクションプランを見直す理由

- (1) 2023年（令和5年）11月30日～12月13日に開催された COP28において「2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍にし、かつ省エネ改善率を2倍にする」ことが示された
- (2) 国の補助事業などの採択要件において、自治体の削減目標が重視される傾向にある（重点対策加速化事業など）
- (3) 横須賀市の令和6年度予算において、道路・公園照明灯及び市役所本庁舎照明設備を蛍光灯からLEDへ更新を行うなどの取り組みにより、計画策定時よりも早く目標を達成できる見込みである

→ 現状に即した削減目標への修正が必要

### 3. 現状の主な取り組み

#### (1) 公共施設への太陽光パネルの設置 (9施設 約250t-CO<sub>2</sub>)

：避難所を優先的に令和4年度から順次実施

#### (2) 公用車のEV化 (4台 約10t-CO<sub>2</sub>)

：車両更新のタイミングで順次実施

#### (3) 高効率省エネ機器への更新 (29施設 約3,000t-CO<sub>2</sub>)

：設備更新のタイミングで順次実施

#### (4) 再エネ電力の導入 (21施設 約5,200t-CO<sub>2</sub>)

：学校・行政センターなどで導入

※()内は令和4年度実績

→ 現状の主な取り組みを継続すれば基準年度比で  
48%削減となる見込み

## 4. 削減目標を上方修正する根拠

令和6年度以降に実施予定の事業により、さらなる削減が見込まれる。

### (1) 照明のLED化による削減

0 t-CO<sub>2</sub> → 約5,300t-CO<sub>2</sub>

### (2) 上下水道局施設への太陽光パネルの設置

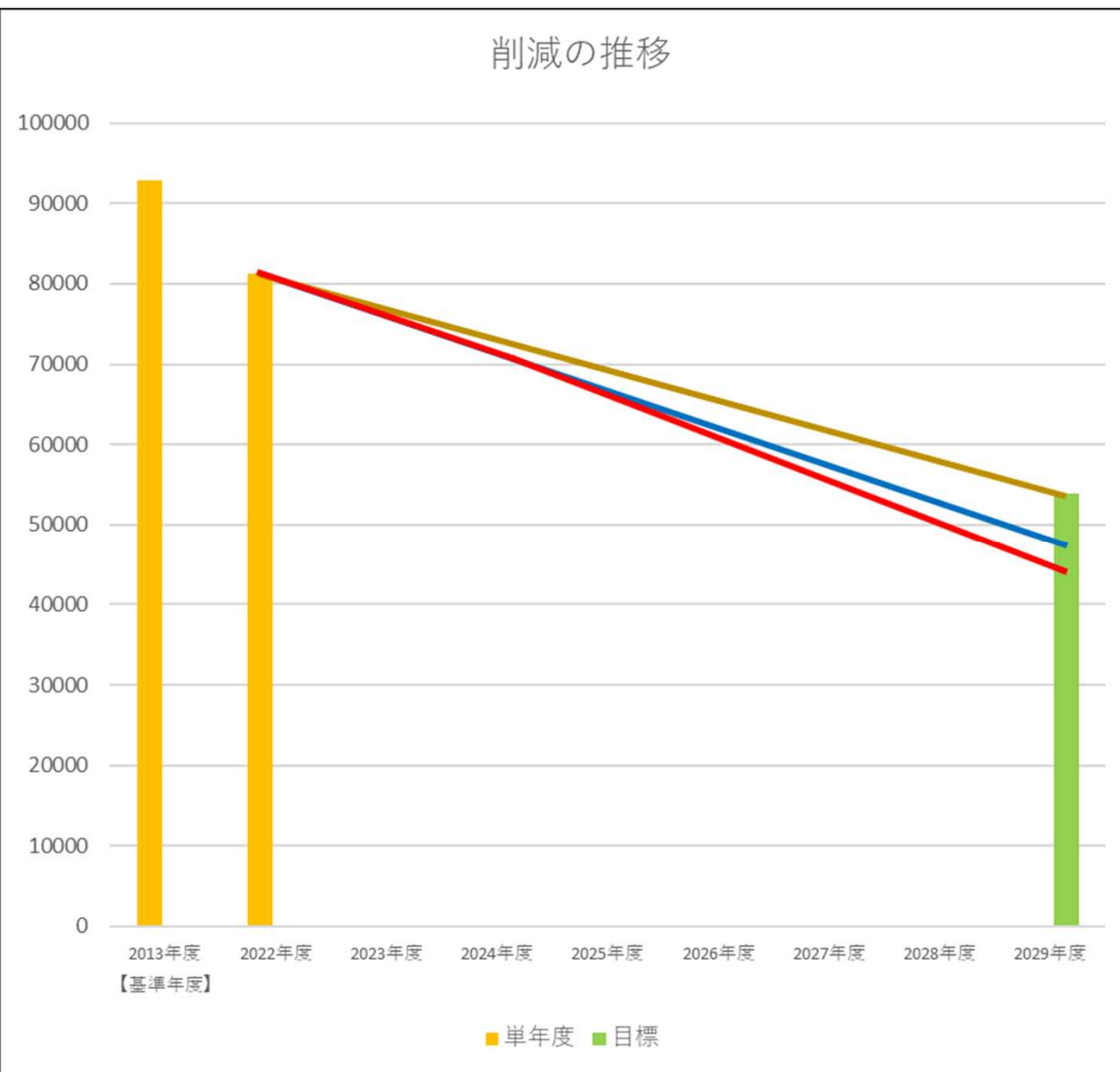
0 t-CO<sub>2</sub> → 約450t-CO<sub>2</sub>



基準年度比で2029年度の削減率が増加

42%削減 → 52%削減

## 5. 削減の推移（イメージ）



→ 現計画の目標線

53,871t-CO<sub>2</sub> (42%)

→ 実績の見直し線

(現状の取り組みで推移した場合)

47,584t-CO<sub>2</sub> (48%)

→ 見直し後の線

(令和6年以降さらに削減した場合)

43,910t-CO<sub>2</sub> (52%)

# 計画書の変更点について（35ページ）

## 修正前

(4) 市役所事務事業編の対象範囲  
施設の運営、管理、使用並びに事務執行に関するすべての部局（指定管理施設も含む）を対象とします。

(5) 計画の削減目標  
計画の目標年度である2029年度に2013年度比42%削減を目指します。

基準年度：2013年度（平成25年度）  
目標年度：2029年度（令和11年度）  
削減目標：基準年度比で2029年度（令和11年度）に42%削減

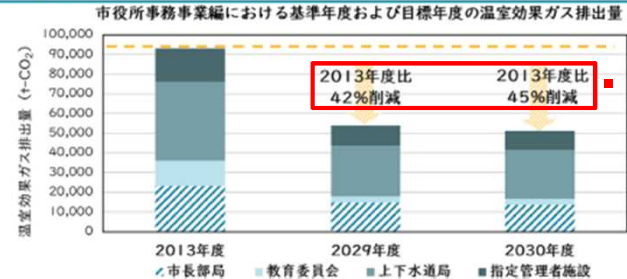


図3-4 市役所事務事業編における基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

表3-5 基準年度および目標年度の温室効果ガス排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

| 部局等     | 2013年度 | 2029年度（目標年度） |     | 2030年度（参考） |     |
|---------|--------|--------------|-----|------------|-----|
|         |        | 排出量          | 削減率 | 排出量        | 削減率 |
| 市長部局    | 23,371 | 14,526       | 38% | 13,775     | 41% |
| 教育委員会   | 12,662 | 3,575        | 72% | 2,979      | 76% |
| 上下水道局   | 40,027 | 25,675       | 36% | 24,763     | 38% |
| 指定管理者施設 | 16,822 | 10,095       | 40% | 9,567      | 43% |
| 合計      | 92,882 | 53,871       | 42% | 51,084     | 45% |

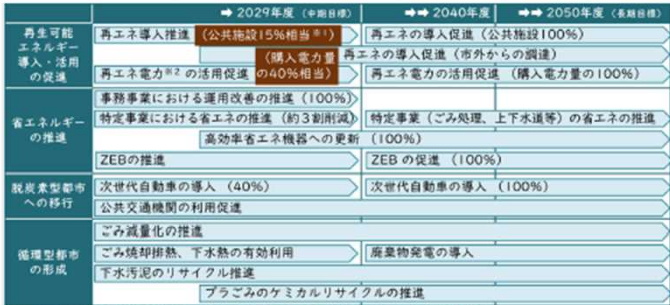


図3-5 事務事業の脱炭素化の実現に向けたロードマップ

① 2029年度  
42% → 52%

② 2029年度  
42% → 52%

2030年度  
45% → 55%

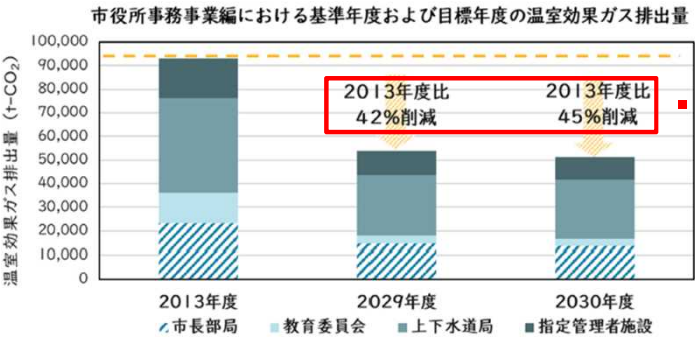
③

| 部局等    | 2013年度 | 2029年度（目標年度） |     | 2030年度（参考） |     |
|--------|--------|--------------|-----|------------|-----|
|        |        | 排出量          | 削減率 | 排出量        | 削減率 |
| 市長部局   | 23,371 | 11,794       | 49% | 11,420     | 51% |
| 教育委員会  | 12,662 | 2,056        | 83% | 1,795      | 85% |
| 上下水道局  | 40,027 | 21,534       | 46% | 20,310     | 49% |
| 指定管理施設 | 16,822 | 8,526        | 49% | 7,918      | 52% |
| 合計     | 92,882 | 43,910       | 52% | 41,443     | 55% |

# 計画書の変更点について（106ページ）

修正前

| ガス種別                              | 区分                          | 削減ポテンシャルの推計方法                                                              |
|-----------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|                                   | 燃料の使用<br>(自動車)              | ・ 地球温暖化対策実行計画の「運輸部門」の目標を基に削減率 30% とする                                      |
| CH <sub>4</sub>                   | 自動車の走行                      | ・ 地球温暖化対策実行計画の CH <sub>4</sub> の目標 (12.3%減) を利用                            |
| N <sub>2</sub> O                  |                             | ・ 地球温暖化対策実行計画の N <sub>2</sub> O の目標 (6.1%減) を利用                            |
| HFC                               | 自動車用エアコン<br>コンディショナー<br>の使用 | ※「温室効果ガス総排出量」に占める割合が軽微であるため、削減率<br>の目標は 0% とする                             |
| 非エネルギー<br>起源 CO <sub>2</sub>      | 一般廃棄物の焼却                    | ・ 一般廃棄物の焼却量などの計画値などは入手が困難であったため、<br>人口に比例すると想定し、人口の減少率を温室効果ガスの削減率と<br>して反映 |
| CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O | 下水の処理                       | ・ 新下水道ビジョン加速戦略（国交省）を参考に削減率を設定                                              |



① 2029年度  
42% → 52%

2030年度  
45% → 55%

## 6. 部会で出たご意見について

- 市役所が率先して実施することで、市民へのアピールにつながる
- 市民・企業の参考となるよう、積極的な情報公開が必要
- 企業にとっては設備の買い替えのタイミングが大きなきっかけになるが、情報がないため、市からの発信が重要
- ハード面だけでなく、省エネの取り組みなどソフト面の取り組みが必要
- ソフト面の取り組みは、我慢するようなものでは波及しないので、快適に、楽しく取り組めるものであることが大事
- ペーパーレスの取り組みも徹底すべき

## 7. 部会での結論（答申案）

- 地球温暖化への対策が世界共通の喫緊の課題となっている中、ゼロカーボンシティの実現に向け、ハード・ソフトの両面から取り組み、より高みを目指す目標を設定すること。
  - 市域のゼロカーボンの実現に向け、市が手本となり、横須賀市の事務事業における地球温暖化対策をより積極的に、スピード感をもって計画的に進めていくための意欲的な目標を設定すること。
- 数値については、事務局案を採用する。  
（2029年度52%・2030年度55%）

(案)

令和 6 年（2024 年） 3 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市環境審議会  
委員長 奥 真 美

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」の見直しについて

(答申)

環境基本条例第 24 条第 2 項第 3 号に基づき、令和 6 年（2024 年）  
2 月 20 日付、横企都第 75 号において諮問された標記の件について、  
令和 6 年（2024 年）2 月 26 日付で温暖化対策推進部会に付託し、部  
会での審議を経て、審議会において審議をいたしました。

つきましては、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 答申内容

「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」市役所事  
務事業編の 2029 年度の削減目標を 42%から 52%に引き上げる。

### 2 考え方

(1) 地球温暖化への対策が世界共通の喫緊の課題となっている中、ゼ  
ロカーボンシティの実現に向け、ハード・ソフトの両面から取り  
組み、より高みを目指す目標を設定すること。

(2) 市域のゼロカーボンの実現に向け、市が手本となり、横須賀市の  
事務事業における地球温暖化対策をより積極的に、スピード感を  
もって計画的に進めていくための意欲的な目標を設定すること。

以上